

2018年  
12月号

## 2018年の重要立法を振り返る(上)

執筆者:野村 高志、志賀 正帥、早川 一平、木下 清太、福王 広貴

### 1. 2018年を振り返って

2018年も、昨年に引き続き、中国国外投資の規制緩和、「電子商務法」の制定その他の民商事法分野における実務的な内容の改正が幾つもなされました。2018年における重要な法令を2回に分けて解説します。今回は、投資関連、民商事法、インターネット関連の重要立法等を取り上げます。

### 2. 投資関連

#### ① 企業国外投資管理弁法(国家発展改革委員会、2017年12月26日公布、2018年3月1日施行)

2017年12月26日「企業国外投資管理弁法」<sup>1</sup>(以下「本弁法」といいます。)が公布され、2018年3月1日から施行されました。本弁法の施行に伴い、2014年5月8日から施行されている「国外投資プロジェクトの確認審査及び届出管理弁法」<sup>2</sup>(以下「旧弁法」といいます。)は廃止されました。

中国企業による国外投資が益々増加する中、中国企業による日本への投資も増加しており、当該案件に関与している日本企業も増加しているものと思われます。中国からの国外投資プロジェクトにおける事前手続の内容は、当該プロジェクトの全体スケジュールにも影響を与え得る重要な点と思われるので、以下では旧弁法からの改正点にも触れつつ、本弁法が定める事前手続の内容について紹介します。

<sup>1</sup> 《企业境外投资管理办法》

<sup>2</sup> 《境外投资项目核准和备案管理办法》

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2018年12月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

## (1) 概要

本弁法は、(i) 中国国内企業が直接国外投資を行う場合<sup>3</sup>、(ii) 中国国内企業又は自然人がその支配する国外企業を通じて国外投資を行う場合に、投資対象の国・地域及び業界等に応じて許認可や届出等の手続を義務付けています。

国外投資の具体例として、国外企業の新設や既存国外企業への増資のほか、国外の土地所有権・使用権の獲得、国外企業の経営管理権の獲得、国外資産の所有権の獲得、国外固定資産の新設・増改築等が挙げられます(本弁法第2条第2項)。

本弁法を公布する趣旨は、国家発展改革委員会による国外投資へのマクロ的な指導及び監督管理の強化、国外投資の総合的なサービスの最適化、国外投資の健全な発展の促進、並びに国家の利益及び安全の保障を図ることにあると規定されています(本弁法第1条)<sup>4</sup>。

## (2) 認可・届出が必要になるプロジェクト

## (i) 直接投資

国外投資が、センシティブな国・地域<sup>5</sup>又はセンシティブな業界<sup>6</sup>に係るプロジェクト(以下「敏感類プロジェクト」といいます。)に該当するか否かで、認可が必要か、又は届出で足りるかが異なります<sup>7</sup>。

敏感類プロジェクトに該当する場合、国家発展改革委員会による審査認可を受ける必要があります(本弁法第13条第1項、第2項)。

他方、敏感類プロジェクトに該当しない場合は、認可ではなく、届出で足りる(本弁法第14条第1項)。届出機関は、投資主体及び中国側の投資額<sup>8</sup>に応じて異なり、投資主体が①中央管理企業である場合、又は②地方企業であり、かつ中国側の投資額が3億米ドル以上である場合、届出機関は国家発展改革委員会になります。他方、投資主体が③地方企業であり、かつ中国側の投資額が3億米ドル未満である場合、届出機関は投資主体登録地の省レベル政府の発展改革部門になります(本弁法第14条第2項)。

## (ii) 支配する国外企業による投資

本弁法は、中国国内企業又は自然人が、その支配する国外企業を通じて国外投資を行う場合も、事前手続等の規定が適用されることを明記しています。

直接投資の場合と同様、国外投資が敏感類プロジェクトに該当する場合、国家発展改革委員会による審査認可を受ける必要があります(本弁法第13条第1項、第63条第1項)。他方、敏感類プロジェクトに該当しない場合、認可及び届出は不要です。但し、敏感類プロジェクトに該当しない場合でも、中国側投資額が3億米ドル以上の場合は、国家発展改革委員会に「大口の非敏感類プロジェクト状況報告表」を提出する必要があります(本弁法第42条)。

<sup>3</sup> 国外投資は「中国国内における企業が直接若しくは支配する国外企業を通じて、資産、権益の投入若しくは融資、担保の提供等の方式で、国外所有権、支配権、経営管理権及びその他の関連権益を獲得する投資活動」と定義されています(本弁法第2条第1項)。

<sup>4</sup> (2)以下で述べる通り、旧弁法と比較して、本弁法では、プロジェクト情報報告制度の廃止、認可・届出手続期限の緩和やオンライン申請手続の推進により、企業に対し国外投資の利便性向上を図る一方、国内企業及び国内自然人が支配する国外企業による国外投資も管理の範囲に組み入れること等で企業の国外投資の監督管理を強化しています。

<sup>5</sup> 「中国と外交関係のない国又は地域、戦争や内乱が発生している国又は地域、中国が締結し又は参加する国際条約や協定等によって中国企業の投資が制限される国又は地域、並びにその他センシティブな国及び地域」を指します(本弁法第13条第3項)。

<sup>6</sup> 「武器設備の研究開発、生産及び修理、国を跨る水資源の開発及び利用、新聞マスコミ並びに中国の法律法規及び関連する調整制御政策によって、中国企業の投資を制限する必要がある業界」を指します(本弁法第13条第4項)。

<sup>7</sup> 旧弁法は、認可・届出手続とは別に、中国側投資額が3億米ドル以上の国外買収プロジェクト、国外入札プロジェクトについて、企業が実質的な業務を対外展開する前に国家発展改革委員会へ「プロジェクト情報報告」を送付することを求めていましたが(旧弁法第10条)、本弁法はこれらの条文を削除し、プロジェクト情報報告制度を廃止して事前管理プロセスを簡素化しています。

<sup>8</sup> 中国側の投資額とは「投資主体が直接及びその支配する国外企業を通じてプロジェクトのために投入する通貨、証券、現物、技術、知的財産権、持分、債権等の資産、権益及び提供する融資、担保の総額」を指します(本弁法第14条第4項)。

上記(i)及び(ii)の内容を纏めたのが下記表です。

プロジェクト種類	投資方式	投資主体	手続分類	認可・届出・報告機関
敏感類プロジェクト (センシティブな国・地域、センシティブな業界)	直接	中央管理企業 地方企業	認可	国家発展改革委員会
	支配する国外企業 経由	自然人・企業		
その他	直接	中央管理企業 地方企業 (3億米ドル以上)	届出	国家発展改革委員会
		地方企業 (3億米ドル未満)		省レベル政府の発展改革部門
	支配する国外企業 経由	自然人・企業 (3億米ドル以上)	報告	国家発展改革委員会
		自然人・企業 (3億米ドル未満)	不要	—

### (3) 認可・届出申請のタイミング

旧弁法では、投資主体が対外に法的拘束力を有する最終的な書類を締結するまでに、国家発展改革委員会が発行する認可文書若しくは届出通知書を取得し、又は締結する書類において国家発展改革委員会が発行する認可文書若しくは届出通知書を取得することを発効条件として明記する必要があると定められていました(旧弁法第25条)。

これに対し、本弁法では、プロジェクトの実施までに、すなわちプロジェクトのために資産若しくは権益を投入、又は融資若しくは担保を提供するまでに、認可文書又は届出通知書を取得すれば足りるものとされています(本弁法第32条)。かかる改正により、例えば中国企業による日本企業への出資案件においては、本弁法上の必要な手続の完了を取引実行の前提条件として規定しつつ、当事者間で法的拘束力を有する最終契約を締結することも可能になると考えられます。

### (4) 認可・届出申請の手続及び所要期間

認可及び届出は、いずれもオンラインシステムにより申請手続を行うこととなります(本弁法第18条及び第29条第1項)。

認可制が適用される場合、認可機関は、申請報告を受理してから原則として20営業日以内に認可結果を決定し(本弁法第25条第1項)<sup>9</sup>、届出制が適用される場合、届出機関は、申請報告を受理してから7営業日以内に届出通知書を発行するものと規定されています(本弁法第31条第1項)<sup>10</sup>。

## 3. 民商事法

### ① 「中華人民共和国会社法」の改正に関する決定(全国人民代表大会常務委員会、2018年10月26日公布、同日施行)

#### (1) 背景

旧「会社法」第142条(以下「旧規定」といいます。)は、会社が自己株式を購入することを原則禁止とし、4つの法定事由に該当する場合に限り、自己株式の購入を認めてきました。しかし、上記法定事由は非常に限定されており、現在増加する会社による従業員等に対するストックオプションの付与や、転換社債の活用に関するニーズに対応できていませんでした。また、旧規定においては、自己株式購入は必ず株主総会の決議を必要としており、それが自己株式購入を行う際の1つの障害となっていました。

そこで、2018年10月26日付に「『中華人民共和国会社法』の改正に関する決定」が採択され、新「会社法」が同日付で公布・施行されました。新「会社法」では、上記のストックオプションや転換社債のニーズに対応するために、これらを自己株式購入の法定事由として明記したことに加え、自己株式を取得した場合には、保有期間についても、1年から3年に緩和されました。

また、一定の目的下においては、自己株式購入を行う際には、株主総会決議ではなく、董事会決議で足りるとされています。一

<sup>9</sup> 認可条件は「①中国の法律・法規に違反しないこと、②中国の関連発展計画、マクロコントロール政策、産業政策、対外開放政策に違反しないこと、③中国が締結若しくは参加している国際条約、協定に違反しないこと及び④中国の国家利益、国家安全を脅かさず、損なわないこと」と規定されています(本弁法第26条)。

<sup>10</sup> 届出機関が「①プロジェクトが関連法律・法規に違反すること、②関連計画若しくは政策に違反すること、③関連国際条約若しくは協定に違反すること、又は④わが国の国家利益及び国家安全を脅かす若しくは損なうことを発見した場合」、投資主体に届出を認めない旨の書面通知を発行するものと規定されています(本弁法第31条第2項)。

方で、上場企業による自己株式購入を用いた市場操作を防止する観点から、自己株式購入の開示について新たに規定を置いていることも今回の改正のポイントの一つとなります。改正内容は以下の通りとなります。

(2) 改正内容

旧規定と改正後第 142 条の比較表

旧第 142 条	改正後第 142 条
第 142 条 会社は自己株式を購入してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。	第 142 条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、自己株式を購入することができる。
(1) 会社の登録資本を減少する場合	(1) 会社の登録資本を減少する場合
(2) 自社株式を保有するその他の会社と合併する場合	(2) 自社株式を保有するその他の会社と合併する場合
(3) 株式を褒賞として自社の従業員に給付するとき。	(3) 従業員による株式所有計画又はストックオプションに用いる場合
(4) 株主が株主総会で行った会社合併又は分割の決議に異議を有し、会社にその株式の買取を求めるとき。	(4) 株主が株主総会で行った会社合併又は分割の決議に異議を有し、会社にその株式の買取を求めるとき。
	(5) 株式を上場会社の発行した株券に転換可能な会社債券の転換に用いること。
	(6) 上場会社が会社の価値及び株主の権益を守る必要がある場合
会社は、前項第 1 号から第 3 号までの原因により自己株式を購入する場合、株主総会の決議を経なければならない。 会社が前項の規定に従い自己株式を購入した場合で、第 1 号に該当するときは、購入から 10 日以内に消却しなければならない。第 2 号、第 4 号に該当するときは、6 か月以内に譲渡又は消却しなければならない。	会社は、前項第 1 号、第 2 号の規定する事情により自己株式を購入する場合、株主総会の決議を経なければならない。会社が前項第 3 号、第 5 号、第 6 号の規定する事情により自己株式を購入する場合、会社定款の規定又は株主総会の授権に基づき、3 分の 2 以上の董事が出席する董事会会議の決議を経ることができる。 会社が第 1 項の規定に従い自己株式を購入した場合で、第 1 号に該当するときは、購入から 10 日以内に消却しなければならない。第 2 号、第 4 号に該当するときは、6 か月以内に譲渡又は消却しなければならない。
会社が第 1 項第 3 号の規定により購入する自己株式は、当該会社の発行済株式総額の 5%を超えてはならない。購入に用いる資金は、会社の税引き後利益から支出しなければならず、購入した株式は 1 年以内に従業員に譲渡しなければならない。	第 3 号、第 5 号、第 6 号の事情に該当する場合、会社が合計で保有する自己株式数は当該会社の発行済株式総額の 10%を超えてはならず、3 年以内に譲渡又は抹消しなければならない。
	上場会社は、自己株式を購入する場合、「中華人民共和国証券法」の規定に従い情報開示義務を履行しなければならない。 上場会社は、本条第 1 項第 3 号、第 5 号、第 6 号の規定により自己株式を購入する場合、取引を証券取引所に集中させ、公開的に実施しなければならない。
会社は、自己株式を質権の目的物として受け入れてはならない。	会社は、自己株式を質権の目的物として受け入れてはならない。

② 全国市場監督管理動産抵当登記業務システム応用テスト業務の展開に関する通知(国家市場監督管理総局(旧「工商行政管理総局」)、2018 年 7 月 25 日発布)

国家市場監督管理総局は、商事制度改革の一環として、動産抵当登記の情報化、規範化、便利化の更なる推進を目的として、2018 年 5 月 22 日に「全国市場監督管理動産抵当登記業務システム応用テスト業務の展開に関する通知」を発布しました。一部の地区<sup>11</sup>(以下「テスト地区」といいます。)において、企業又は個人経営者が動産抵当についてインターネット上で登記を行うこと

<sup>11</sup> 北京市、上海市、遼寧省、江蘇省、浙江省、広西チワン族自治区、陝西省及び武漢市となります。

ができ、国家市場監督管理総局での窓口登記手続を行う必要がありません。当該通知の要点は以下の通りとなります。

- (1) 「インターネット+政務サービス」を推進し、全国市場監督管理動産抵当登記業務システム(以下「システム」という。)を通じて動産抵当登記のオンライン申請、オンライン審査、オンライン公示、オンライン検索の全プロセスをウェブサイト1つで実現する。テスト地区における運用を通じて、システムの応用を強化し、操作フローを完備させ、実務経験を豊かにすると共に、システム機能を最適化し、高効率かつ利便性の高い動産抵当登記を行う方法を検討し、全国において応用システムを普及するための基礎を築く。
- (2) 応用システムを通じて動産抵当登記を行う場合、「物権法」の規定を厳格に遵守し、「動産抵当登記弁法」の要求に基づき、抵当権設定者の住所地管轄の工商、市場監督管理部門が当事者の提出すべき書類に対して審査、登記、公示を行う。システムを使用して登記を行うことは、より便利な方法であり、システムが審査して承認した「動産抵当登記書」等の文書は、窓口において受理された文書と同等の効力を有する。
- (3) システムを全面的に応用し、申請者又はその委託した代理人は、オンライン記入→登記機関の受理・審査→審査通過で登記(審査不通過で却下)→関連情報の公示というフローに基づく動産抵当登記業務を行う。

### ③ 民法総則の訴訟時効の適用に係る若干の問題に関する司法解釈(最高人民法院、2018年7月18日公布、2018年7月23日施行)

最高人民法院は2018年7月18日に『中華人民共和国民法総則』の訴訟時効の適用に係る若干の問題に関する司法解釈(以下「本解釈」といいます。)を公布しました(同月23日施行)。本解釈は、2017年10月1日に施行された中華人民共和国民法総則(以下「民法総則」といいます。)において、訴訟時効が3年間に延長されたものの、中華人民共和国民法通則(以下「民法通則」といいます。)において依然として訴訟時効を2年間とする規定が廃止されていないことを受け、これらの間の適用関係を明確にするために公布されたものとなります。民法総則の施行時点を基準に判断を行うと同時に、当事者間の意思の尊重や訴訟時効の満了に対する期待の保護を明確にすることにより、「民法総則」及び「民法通則」の間の適用関係を明確にしています。具体的な規定は、以下の通りとなります。

- (1) 民法総則が施行された後に訴訟時効の計算が開始される場合、民法総則第188条の3年間の訴訟時効期間の規定を適用しなければならない。当事者が民法通則の2年間又は1年間の訴訟時効期間の規定の適用を主張する場合、人民法院はこれを支持しない。
- (2) 民法総則の施行日までに、訴訟時効期間(民法通則の規定する2年間又は1年間)が満了せず、当事者が民法総則の3年間の訴訟時効期間の適用を主張する場合、人民法院はこれを支持する。
- (3) 民法総則が施行される前に、民法通則の規定する2年間又は1年間の訴訟時効期間が既に満了し、当事者が民法総則の3年間の訴訟時効期間の規定の適用を主張する場合、人民法院はこれを支持しない。

なお、民法総則の施行日までに時効中止の原因がなお解消されない場合、民法総則の訴訟時効の中止に関する規定を適用しなければならないとされています。また、本解釈の施行後、事件がなお第一審又は第二審にある場合には本解釈を適用するが、本解釈の施行前に既に結審した場合には、再審に付されても本解釈を適用しないとされています。

## 4. インターネット関連

### ① 「電子商務法」(中華人民共和国主席令第7号、2018年8月31日公布、2019年1月1日施行)

2018年8月31日、審議を重ねてきた「電子商務法」は、その4つ目の草案をもって、中華人民共和国第十三回全国人民代表大会常務委員会第五次会議において可決かつ公布されました。2019年1月1日の施行を目前に控え、同法は、中国における初めての電子商取引(中国語では「電子商務」)に関する一般法としてだけでなく、多角化する中国における電子商取引の現状を意識した法令として注目されています。

電子商務法は、「総則」、「電子商取引経営者」、「電子商取引契約の締結及び履行」、「電子商取引の紛争解決」、「電子商取引

の促進」、「法的責任」及び「附則」の 7 つの章、合計 89 か条から構成されています。本稿では、主に同法の適用範囲・対象や電子商取引経営者の義務等について概説します。

#### (1) 適用範囲・対象

電子商務法は、中国国内における電子商取引（インターネット等の情報ネットワークを通じて商品を販売し、又はサービスを提供する経営活動）に適用されると定められています（電子商務法第 2 条第 1 項、第 2 項）。

電子商務法の規制対象は、インターネット等の情報ネットワークを通じて商品販売又はサービス提供に係る経営活動に従事する自然人、法人及び非法人組織であり、具体的には下表の①～③を指すとされています（同法第 9 条）。

<b>電子商取引</b>	インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品を販売し、又はサービスを提供する経営活動 ➤ 但し、金融商品・サービス、コンテンツサービス（情報ネットワークを利用してニュース情報、音声・映像番組、出版、文化作品等を提供するサービス）を除く
<b>電子商取引経営者</b>	① 電子商取引プラットフォーム経営者（例：amazon、天猫(Tmall)、京東商城、淘宝网） ② プラットフォーム内経営者 ③ 自前のウェブサイトやその他のネットワークサービスを通じて商品を販売し、又はサービスを提供する電子商取引経営者（例：自社ウェブサイトでの販売を行う企業、ソーシャル・ネットワークを通じて販売を行う個人）

#### (2) 電子商取引経営者の義務

電子商取引経営者は必要な行政認可を取得すると共に、市場主体登記<sup>12</sup>（法人であれば営業許可証）を行い（電子商務法第 10 条、第 12 条）、そのホームページの目立つ場所にこれらの情報を表示しなければならないとされています（同法第 15 条第 1 項）。また、電子商取引経営者のうち、電子商取引プラットフォーム経営者は、当該プラットフォームに出店するプラットフォーム内経営者に個人・企業情報等を提出させるのみならず、これを記録し、かつ、当局に届け出なければならないとされています（同法第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項）。

現在中国では、ソーシャル・ネットワーク（例：微信(WeChat)）、ライブ放送（例：優酷(Youku)、微博(weibo)）、C to C 電子商取引プラットフォーム（例：淘宝网）等様々なプラットフォームを通じて電子商取引に従事している個人が非常に多く存在していますが、個人に対しては登記が義務付けられていないため、当局による監督管理や税務当局による捕捉が難しい状況にあります。しかし、電子商取引に従事する個人も「電子商取引経営者」として同法の規制対象となるため、これらの個人も原則として市場主体登記を義務付けられることとなります<sup>13</sup>。

その他電子商取引経営者が負うべき主な義務は、下表の通りです。

<b>消費者保護</b>	<b>&lt;正確な情報の提供及び虚偽宣伝の禁止&gt;</b> ➤ 商品・サービスの情報を全面的に、ありのまま、正確に、遅滞なく開示しなければならない（第 17 条）。 ➤ 虚偽の取引、ユーザーレビューの偽造等の方法による虚偽の、又は誤解を惹起する宣伝の禁止（同条） <sup>14</sup> 。
	<b>&lt;価格差別の防止&gt;</b> ➤ 消費者の趣味愛好、消費習慣等の特徴に基づき商品販売・サービス提供を行う場合、当該消費者の特徴と関係ない選択肢も同時に提供しなければならない（第 18 条第 1 項） <sup>15</sup> 。
	<b>&lt;抱き合わせ販売に関する注意喚起&gt;</b> ➤ 抱き合わせ販売を行う場合には、目立つ方法により消費者の注意を喚起し、抱き合わせ販売を黙

<sup>12</sup> 但し、個人が自家製の農産物及びその副産物や家内工業製品を販売する場合、個人が自己の技能を利用して許可を取得する必要のない他人のための労務活動や零細少額取引活動に従事する場合等には、主体資格登記が不要とされています（電子商務法第 10 条）。

<sup>13</sup> 電子商取引経営者は、納税義務を履行しなければならないことも、電子商務法において明確にされています（同法第 11 条）。

<sup>14</sup> 2018 年 1 月 1 日に施行された新「不正競争防止法」にもかかる宣伝行為を禁じる規定が置かれています（同法第 8 条）。

<sup>15</sup> ビッグデータを利用した価格差別行為を防止するための規定と考えられます。

	示的に同意されるものとしてはならない(第 19 条)。
競争法関連	➤ 市場支配的地位 <sup>16</sup> を有する電子商取引経営者は、当該地位を濫用し、競争を排除・制限してはならない(第 22 条)。
個人情報保護	➤ ユーザー情報の照会、修正及び削除並びにユーザーアカウントの削除に関する方法・手続について不合理な条件を設けてはならない(第 24 条第 1 項)。 ➤ 上記照会、修正及び削除の申請を受けた場合、本人確認後遅滞なく対応しなければならず、ユーザーアカウントの削除の申請については直ちに対応しなければならない(同条第 2 項)。

### (3) 電子商取引プラットフォーム経営者の義務

電子商取引は、一般的に電子商取引プラットフォーム経営者を中心に展開されるため、電子商取引におけるその役割は非常に重要といえます。電子商務法は、電子商取引プラットフォーム経営者が電子商取引に及ぼす影響の重大さに鑑みて、(2)で述べた電子商取引経営者の義務のほか、電子商取引プラットフォーム経営者に対して更に様々な義務を課しています。

主なものは下表の通りです。

プラットフォーム内経営者に対する監督義務	➤ プラットフォーム内経営者に関する情報等の確認・届出(第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項。(2)参照) ➤ プラットフォーム内経営者による無許可経営及び違法商品販売・サービス提供の通報等(第 29 条)
ネットワーク安全保護義務 <sup>17</sup>	➤ ネットワークの安全及び安定的な稼働を保証し、ネットワーク違法犯罪活動を防止し、ネットワーク安全事件に有効に対応し、電子商取引の安全を保障しなければならない(第 30 条第 1 項)。 ➤ ネットワーク安全事件に対する緊急時対応策を作成し、ネットワーク安全事件発生時には直ちに当該対応策を実施し、救済措置を採ると共に、当局に報告しなければならない(同条第 2 項)。
情報保存義務	➤ プラットフォームにおける商品・サービスの情報、取引情報を、情報の完全性、秘密保持性及び利用可能性を維持し、3 年以上保存しなければならない(第 31 条)。 ➤ プラットフォーム内経営者が販売する商品又は提供するサービスに対する消費者の評価を削除してはならない(第 39 条第 2 項)。
競争法関連	➤ (市場支配的地位の有無にかかわらず)サービス合意、取引規則、技術等の手段により、プラットフォーム内経営者のプラットフォーム内での取引、取引価格等に対し不合理な制限を加え、不合理な条件を付加し、又は不合理な費用を徴収してはならない(第 35 条)。
消費者保護	➤ プラットフォーム内経営者が販売する商品又は提供するサービスが身体・財産の安全を保障するための要請に適合していないこと及びその他の消費者の適法な権益を侵害する行為があることを知り、又は知りうべき場合において、必要な措置を講じなかったときは、法によりプラットフォーム内経営者と連帯して責任を負う(第 38 条第 1 項)。 ➤ 消費者の生命・健康に関する商品・サービスについて、プラットフォーム内経営者の資格に対する審査義務を尽くしておらず、又は消費者に対する安全保障義務を尽くしていない場合、消費者に生じた損害について法的責任を負う(同条第 2 項)。 ➤ いわゆるリスティング広告については、「広告」である旨明示しなければならない(第 40 条)。

### (4) 知的財産侵害に関するセーフハーバー

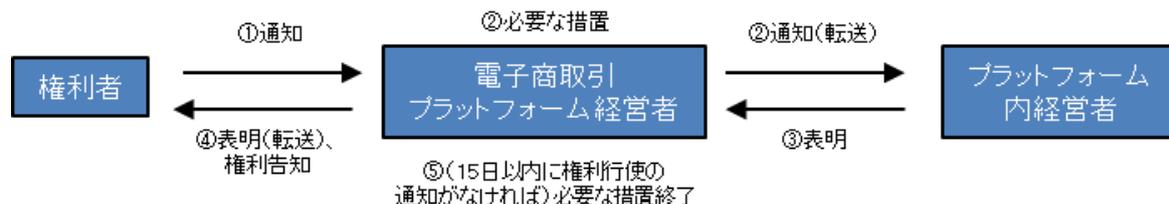
権利侵害に関する免責を定めた措置(いわゆるセーフハーバー)について、「権利侵害法」(2010 年 7 月 1 日施行)第 36 条第 2 項及び「情報ネットワーク伝達権<sup>18</sup>保護条例」(2013 年 3 月 1 日改正施行)第 14 条等にも類似の規定が置かれていますが、前者は権利侵害一般に関するもの、後者は公衆送信権に関するものとなっています。電子商務法では、知的財産権全般に対する侵害に関するセーフハーバーに係る規定が置かれており、電子商取引プラットフォーム経営者は、次の手順を経ることで、知的財産

<sup>16</sup> 「市場支配的地位」の判断要素として、「技術的優位、ユーザーの数量、関連業種に対する支配力その他電子商取引経営者に対する他の経営者の取引上の依頼程度」と定められています。

<sup>17</sup> 「インターネット安全法」においても、同様の規定が置かれています(第 10 条、第 25 条)。

<sup>18</sup> 日本の著作権法における「公衆送信権」に相当します。

権の侵害行為がある旨指摘されているプラットフォーム内経営者に対する必要な措置(後述)を講じなくても責任を免れることができます。



- ① 知的財産権の侵害の存在を判断した権利者(以下「権利者」という。)は、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、必要な措置(削除、ブロック、リンク切断、取引・サービスの終了等)を講じるよう通知することができる(電子商務法第42条第1項)<sup>19</sup>。
- ② 上記通知を受領した電子商取引プラットフォーム経営者は、遅滞なく必要な措置を講じ、かつ、当該通知をプラットフォーム内経営者<sup>20</sup>に転送しなければならない(同条第2項)。(遅滞なく必要な措置を講じなかった場合、損害の拡大部分につきプラットフォーム内経営者と連帯して責任を負う。)
- ③ 上記通知を受領したプラットフォーム内経営者は、権利侵害行為不存在の表明を提出することができる(同法第43条第1項)<sup>21</sup>。
- ④ 上記表明を受領した電子商取引プラットフォーム経営者は、当該表明を権利者に転送し、かつ、関係主管部門に申し立て、又は人民法院に提訴することができる旨を権利者に知らせなければならない(同条第2項)。
- ⑤ 上記表明が権利者に到達してから15日以内に、権利者から申立済み又は提訴済みの通知を受領しなかった場合には、電子商取引プラットフォーム経営者は、必要な措置を遅滞なく終了させなければならない(同条項)。

但し、安易な通知によりプラットフォーム内経営者の利益が損なわれることを防ぐため、通知の誤りによりプラットフォーム内経営者に損害を与えた場合には、権利者は、民事責任を負うとされています(電子商務法第42条第3項)。また、悪意をもって誤った通知を送付した場合には、権利者は、発生したプラットフォーム内経営者の損害について、倍の賠償責任を負うとされています(同条項)。

## ② 「情報安全技術 個人情報安全規範」(中国国家品質監督検疫総局・国家標準化管理委員会、2017年12月29日発布、2018年5月1日施行)

個人情報に関する国家標準として、「情報安全技術 個人情報安全規範」(以下「個人情報安全規範」といいます。))が2017年12月29日に発布され、2018年5月1日から施行されました。「ネットワーク安全法」(全国人民代表大会常務委員会、2016年11月7日公布、2017年6月1日施行。以下「ネット安全法」といいます。))に関連する法令・ガイドライン等の大半は草稿段階であるため、ネット安全法と関連のある個人情報について規定した個人情報安全規範は実務上重要な国家標準として注目されています。以下では、個人情報安全規範のポイントについて紹介します。

### (1) 個人情報安全規範の法的位置付け

個人情報安全規範は強制的な国家標準<sup>22</sup>ではなく非強制的な国家標準であるため、法的拘束力はありません。しかし、今後中国当局が個人情報安全規範に従い運用していくことが予想され、個人情報安全規範は実務上の重要な指針となると考えられています。

<sup>19</sup> 但し、当該通知には、権利侵害を構成する初歩的な証拠が含まれていなければならないとされています。

<sup>20</sup> 条文上明らかではありませんが、権利者が①の通知において権利侵害者として指摘しているプラットフォーム内経営者を指すと思われます。

<sup>21</sup> 但し、当該表明には、権利侵害行為不存在に関する初歩的な証拠が含まれていなければならないとされています。

<sup>22</sup> 国家標準とは、国務院の標準化行政主管部門が承認・公布し、全国で統一的に適用する標準を意味します。国家標準には強制的な国家標準(強制国家標準)と非強制的な国家標準(推奨国家標準)の2種類があります。

(2) 個人情報安全規範の適用対象

主な適用対象は個人情報管理者であり、個人情報管理者とは個人情報の処理の目的、方式等の決定権を有する組織又は個人とされていることから、個人情報を取り扱う中国国内の全ての企業が個人情報安全規範を検討する必要があると思われます。

(3) 個人情報の定義<sup>23</sup>

個人情報について、個人情報安全規範は付録 A に下表の通り個人情報の類型を規定しています。

個人基本情報	個人の氏名、生年月日、性別、民族、国籍、家族構成、住所、個人電話番号、電子メールアドレス等
個人身分情報	身分証明書、軍人証、パスポート、運転免許証、職員証出入許可証、社会保険カード、居住証等
個人生物識別情報	遺伝子、指紋、声紋、掌紋、耳介、虹彩、顔の特徴等
ネット上の身分識別情報	システムアカウント、IP アドレス、メールアドレス及び関連パスワード、合言葉、合言葉管理用回答、デジタル証明書等
個人健康情報	個人の疾病診療記録及び関連情報(例えば、疾病、入院記録、医師指示票、検査報告、手術及び麻酔記録、看護記録、投薬記録、薬品食品アレルギー情報、出産情報、既往歴、治療状況、家族の病歴、現在の病歴、伝染病歴等)、個人健康状況の関連情報、及び体重、身長、肺活量等
個人教育・就職情報	個人の職業、職位、勤務先、学歴、学位、教育を受けた経歴、職歴、育成訓練記録、成績報告書等
個人財産情報	個人の銀行口座番号、識別情報(パスワード)、貯金情報(資金額、金銭支払受取記録等を含む。)、不動産に関する情報、貸付記録、信用情報、消費記録、出納記録等及び仮想通貨、仮想通貨取引、ゲーム類の両替コード等の仮想財産に関する情報
個人通信情報	通信記録及びその内容、ショートメッセージ、マルチメディアメッセージ、メール、及びメタデータ等
連絡者情報	通信連絡者リスト、友人リスト、メールアドレスリスト、グループチャットリスト等
ネット接続情報	サイトアクセス記録、ソフトウェア使用記録、クリック等のログに記録されたユーザーの操作記録
常用装置情報	ハードウェアのシリアル番号、装置の MAC アドレス、ソフトウェアリスト、装置識別コード等(例えば、IMEI/androidID/IDFA/OPENUDID/GUID、SIM カード IMSI 情報等)等を含めた、個人が常用する装置の基本的状況を記述した情報
個人位置情報	行動の軌跡、位置情報、宿泊情報、緯度経度等
その他の情報	婚姻歴、宗教、性的志向、未公開の犯罪記録等

(4) 個人センシティブ情報

個人情報安全規範では、「漏洩・違法提供・濫用されると個人の人身又は財産の安全を害するおそれがあり、個人の名誉・健康の侵害又は差別待遇を生じさせ得る個人情報」を個人センシティブ情報としています。

個人センシティブ情報については、当該情報の取得の前に、拒絶の可否・影響を告知の上、明示的同意の取得が必要等、慎重な取り扱いが要求されています。

個人センシティブ情報には、身分証明書番号、個人生物識別情報、銀行口座番号、通信記録及び内容、財産情報、信用情報、行動履歴、位置情報、健康情報、14 歳以下の児童の個人情報等が含まれるとされ、個人情報安全規範の付録 B に詳細に規定されています。

(5) 個人情報の取得・収集

個人情報安全規範において、個人情報の取得前に、個人情報主体に対し、取得する個人情報の類型、個人情報の取得、使用に関する規則を告知し、かつ個人情報主体から授権の同意を得なければならないと規定されています。対応としては、プライバシーポリシーの公開、各個人からの同意取得が考えられます。

プライバシーポリシーに関しては、個人情報安全規範の付録 D にプライバシーポリシーの雛形(解説付)が記載されており、参考になります。プライバシーポリシーの規定内容としては、下表の項目が例として記載されています。

<sup>23</sup> ネット安全法第 76 条第 5 号には、「個人情報とは、電子的方式又はその他の方式により記録した、単独又はその他の情報と結びついて自然人個人の身分を識別し得る各種情報をいう。これには自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等が含まれるがこれらに限らない」と規定されていますが、個人情報安全規範においては更に詳細に規定されています。

- 適用範囲・概要
  - ① 適用範囲: プライバシーポリシーの適用製品・サービスの範囲、適用対象(使用者)、プライバシーポリシーの発効・更新時期等
  - ② 概要: 対象者がプライバシーポリシーの内容を把握するためのプライバシーポリシーの概要
- 個人情報の収集類型・範囲・使用目的
  - ① 収集・使用の目的及びその目的に応じて収集される個人情報の類型
  - ② 収集する必要がある情報の範囲
  - ③ 個人情報を他の用途、又は他の目的に用いる場合、対象者の同意を取得する旨等
- Cookie 及び類似技術の使用方式
  - ① 個人情報の収集・使用のために利用される関連技術の動作
  - ② 自動データ収集装置を利用する目的、及びそれを制限する方法等
- 個人情報の第三者への共有・譲渡・開示
  - ① 個人情報を第三者へ共有・譲渡するか否か、及び共有・譲渡される個人情報の類型、目的、受領者側の情報、共有・譲渡に関する安全措置、リスク
  - ② 個人情報を第三者へ開示するか否か、及び開示される個人情報の類型、目的、リスク
  - ③ 対象者の同意を得ずに個人情報を第三者へ共有・譲渡・開示する場合(例えば、政府部門からの要求がある場合等)
- 個人情報の保護
  - ① 個人情報保護の安全措置、個人情報の安全協議及び取得した認証について
  - ② 対象者(使用者)に対して、個人情報を保護する方法、個人情報提供に関する安全リスク
  - ③ 個人情報安全事件が発生した場合に対象者への告知、当該事件に関する責任
- 対象者の自己の個人情報に対する権利
  - ① 個人情報へのアクセス、個人情報の修正、個人情報の削除、個人情報の使用可能範囲の変更、アカウントの削除、個人情報のコピーの取得等
  - ② 前記の項目について費用が発生する場合にその理由
  - ③ 対象者(使用者)の自己の個人情報への権利行使が拒否される場合、その状況及び理由
- 児童の個人情報  
保護者の同意を得ずに児童の個人情報を収集・使用してはならない
- 個人情報の国外移転  
国外移転する個人情報について、その情報類型、遵守規則、協議、契約等
- プライバシーポリシーの変更  
変更理由、変更の通知義務等
- 個人情報管理者への問合せ・要求等の方法、紛争解決方法等

また、センシティブ情報の同意取得の具体的な方法(同意取得画面のサンプル)につき、個人情報安全規範の付録 C に記載されており、参考になります。

## 5. 終わりに

次回(2019年2月号)は、訴訟・仲裁(保全・執行)、労働、知的財産、ファイナンス、環境等に関連する重要立法を取り上げる予定です。どうか良いお年をお過ごしください。



のむら たかし  
**野村 高志**

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表

[ta\\_nomura@jurists.co.jp](mailto:ta_nomura@jurists.co.jp)

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。



しが まさし  
**志賀 正帥**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[m\\_shiga@jurists.co.jp](mailto:m_shiga@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。2012-2016年弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所に勤務、2013-2016年北京代表処 一般代表に就任(うち、2015-2016年上海駐在)。株式会社三井住友銀行総務部での勤務を経て、2017年西村あさひ法律事務所に参画。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



はやかわ いっぺい  
**早川 一平**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[i\\_hayakawa@jurists.co.jp](mailto:i_hayakawa@jurists.co.jp)

2011年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013年北京語言大学卒業(語学研修課程)。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



きのした せい た  
**木下 清太**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[s\\_kinoshita@jurists.co.jp](mailto:s_kinoshita@jurists.co.jp)

2010年慶應義塾大学法学部卒業。2012年慶應義塾大学法科大学院修了。2013年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に勤務。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、独占禁止法等。



ふくおう ひろ き  
**福王 広貴**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h\\_fukuo@jurists.co.jp](mailto:h_fukuo@jurists.co.jp)

2012年慶應義塾大学法学部卒業。2014年早稲田大学法科大学院修了。2015年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に勤務。

専門はプロジェクトファイナンス、日本法における金融規制、中国法におけるジェネラルコーポレート等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

**東京事務所 中国プラクティスチーム**

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2  
大手門タワー  
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200  
E-mail: [eapg@jurists.co.jp](mailto:eapg@jurists.co.jp)  
URL: <https://www.jurists.co.jp>

**北京事務所**

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号  
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号  
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610  
E-mail: [info.beijing@jurists.jp](mailto:info.beijing@jurists.jp)

**上海事務所**

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号  
越洋広場 38 階  
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749  
E-mail: [info.shanghai@jurists.jp](mailto:info.shanghai@jurists.jp)